

広島県告示第二百九十七号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県縮景園及び広島県立美術館の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定を受けた者	名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	管理の期間
	株式会社イズミテクノ 代表取締役 藤岡敏史	広島市西区商工セン ター二丁目三番一号	平成二十三年三月三十一日	平成二十三年四月一日～ 平成二十四年三月三十一日